

事 務 連 絡
令和 2 年 1 月 2 0 日

各市町村教育委員会教育長
各 教 育 事 務 所 長 } 様

埼玉県教育局市町村支援部小中学校人事課長

給与改定による期末手当等の差額支給に係る履歴書への記載について（通知）

給与改定による期末手当等の差額支給については、平成 2 0 年 1 月 1 1 日付け教小第 6 9 5 号により、履歴書に記載することになっています。

記載例は下記のとおりですので、事務に遺漏のないようお願いします。

なお、本採用職員及び再任用職員については、教職員人事給与情報システムにより履歴を整理しますので、従前の紙履歴書への記載は必要ありません（臨時的任用職員、任期付勤務職員及び任期付短時間勤務職員について記載する）。

市町村教育委員会におかれましては、管内小・中・特別支援学校へ周知くださるようお願いいたします。

また、履歴書記載事務の参考として、期末手当及び勤勉手当支給額の支給月別内訳を送付しますので、各学校へ配布願います。

記

1 記載例

年月日	事項	発令庁
令和元年 1 2 月 2 7 日	令和元年 6 月分期末手当及び勤勉手当の支給額を〇〇〇〇〇〇円に改定し、差額を支給する	給与支払者 埼玉県知事
令和元年 1 2 月 2 7 日	令和元年 1 2 月分期末手当及び勤勉手当の支給額を〇〇〇〇〇〇〇円に改定し、差額を支給する	給与支払者 埼玉県知事

※ 6 月及び 1 2 月の期末手当等について、それぞれ給与改定後の総額を記載してください。

2 期末手当及び勤勉手当支給額の支給月別内訳について

(1) 支給内訳の氏名が、旧姓になっている等、誤っている場合について

支給内訳の氏名は、給与報告（氏名変更報告）を反映していません。給与報告とは別に、各市町村教育委員会へ服務規程に基づく氏名変更届を提出している場合は、訂正連絡は不要です。

(2) 期末手当等の支給額についての問い合わせは、各教育事務所総務・給与担当までお願いします。

担 当 人事・学事担当

電 話 048-830-6938